

【療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件】  
 ◎療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十四年九月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、平成二十五年四月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第3に収載されている医薬品</p>	<p>第六 療担規則第十九条第一項本文及び療担基準第十九条第一項本文の厚生労働大臣の定める保険医の使用医薬品</p> <p>使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の別表に収載されている医薬品（平成二十二年七月一日以降においては別表第1に収載されている医薬品を、同年九月一日以降においては別表第2に収載されている医薬品を、平成二十三年四月一日以降においては別表第3に収載されている医薬品を、同年七月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を、同年九月一日以降においては別表第7に収載されている医薬品を、平成二十四年四月一日以降においては別表第8に収載されている医薬品を除く。）並びに投薬又は注射の適否に関する反応試験に用いる医薬品、焼セッコウ及び別表第4に収載されている医薬品（平成二十二年七月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く。）</p>
<p>第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一 金合金又は白金加金を前歯部の金属歯冠修復に使用する場合 二～四 （略）</p>	<p>第九 療担規則第十九条第二項ただし書及び療担基準第十九条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める場合</p> <p>一 金合金又は白金加金を前歯部の鑄造歯冠修復に使用する場合 二～四 （略）</p>
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血</p>

液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI2製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアミンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及び

液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブトルファンール製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI2製剤、塩酸モルヒネ製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本表に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、クエン酸フェンタニル製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾリン酸エステルナトリウム製剤、リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H2遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、臭化ブチルスコポラミン製剤、グリチルリチン酸モノアミンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤及び

へパリンカルシウム製剤

ニ 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) (略)

イ 〓ロ (略)

ハ 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

グルベス配合錠、リオベル配合錠HD及びリオベル配合錠LD

(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルブラゾラム、エスタゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、コデアインリン酸塩、ジヒドロコデアインリン酸塩、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、ブロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフエニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラート臭化物・フェノバル

へパリンカルシウム製剤

ニ 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) (略)

イ 〓ロ (略)

ハ 新医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であつて、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

フォルテオ皮下注キット六〇〇 $\mu$ g、（一回の投与量が三十日分以内である場合に限る。）、ミカムロ配合錠AP、ヤーズ配合錠（一回の投与量が三十日分以内である場合に限る。）、ソニアス配合錠HD、ソニアス配合錠LD、グルベス配合錠、リオベル配合錠HD及びリオベル配合錠LD

(二) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が三十日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ 内服薬

アルブラゾラム、エスタゾラム、塩酸オキシコドン、塩酸オキシコドン水和物、塩酸フルラゼパム、塩酸メチルフエニデート、モダフィニル、塩酸モルヒネ、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、酒石酸ゾルピデム、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、プロチゾラム、ブロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、硫酸モルヒネ、ロフラゼパ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、臭化メペンゾラート・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフェリン・エフェドリン配合剤

ビタール配合剤及びプロキシフィン・エフエドリン配合剤  
ロ 外用薬

フエントニル、フエントニルクエン酸塩又はモルヒネ塩酸塩、を含有する外用薬

ハ 注射薬

フエントニルクエン酸塩、ブプレノルフィン塩酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する注射薬

(三) (略)

第十一 療担規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ヴィードマン症候群、尖頭合指症、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダーウィリー症候群、顔面裂、筋ジストロフィー、大理石骨病、色素失調症、口・顔・指症候群、メービウス症候群、カブキ症候群、クリッペル・トレノーネイ・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群、ステイツクラール症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、ルビンスタイン・テイビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症又は六歯以上の非症候性部分性無歯症に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

ロ 外用薬

塩酸モルヒネ又はフエントニルを含有する外用薬

ハ 注射薬

塩酸モルヒネ又は塩酸ブプレノルフィンを含有する注射薬

(三) (略)

第十一 療養担当規則第二十一条第九号ただし書の矯正に係る厚生労働大臣が定める場合

一 (略)

二 歯科点数表第2章第13部区分番号N000に掲げる歯科矯正診断料の規定により別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行うゴールデンハー症候群（鰓弓異常症を含む。）、鎖骨・頭蓋骨異形成、クルーゾン症候群、トリリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群、ダウン症候群、ラッセルシルバー症候群、ターナー症候群、ベックウイズ・ヴィードマン症候群、尖頭合指症、ロンベルグ症候群、先天性ミオパチー、顔面半側肥大症、エリス・ヴァン・クレベルド症候群、軟骨形成不全症、外胚葉異形成症、神経線維腫症、基底細胞母斑症候群、ヌーナン症候群、マルファン症候群、プラダーウィリー症候群、顔面裂、筋ジストロフィー、大理石骨病、色素失調症、口・顔・指症候群、メービウス症候群、カブキ症候群、クリッペル・トレノーネイ・ウエーバー症候群、ウイリアムズ症候群、ビンダー症候群又はステイツクラール症候群に起因した咬合異常における療養であつて歯科矯正の必要が認められる場合

別表第一 (改正内容略)  
別表第二 (改正内容略)  
別表第三 (改正内容略)

※ 平成二十四年四月一日施行

別表第一 (略)  
別表第二 (略)  
別表第三 (略)  
別表第四 削除  
別表第五 削除  
別表第六 削除  
別表第七 削除  
別表第八 削除

## 別表第1

第1部内用薬		
品名	規格	単位
(あ)		
アイスラール錠 20 mg	20mg	1錠
アサシオン 0.25 mg錠	0.25mg	1錠
アシロベック顆粒 40 %	40%	1 g
アシロベック錠 200	200mg	1錠
アシロベック錠 400	400mg	1錠
アシロベック D S 80 %	80%	1 g
㊦ アセミパル錠 25 mg	25mg	1錠
アーチワン錠 10	10mg	1錠
アーチワン錠 20	20mg	1錠
㊦ アテミノンカプセル 150 mg	150mg	1カプセル
アドバン錠 10 mg	10mg	1錠
㊦ アンジーフ錠 100 mg	100mg	1錠
(え)		
エバンドカプセル 300	300mg	1カプセル
エルメサット錠 1 mg	1mg	1錠
エルメサット錠 2 mg	2mg	1錠
塩酸アンブロキシール錠「クニヒロ」 15 mg	15mg	1錠
塩酸ブロムヘキシシン錠「クニヒロ」 4 mg	4mg	1錠
(か)		
カリレチン S錠 25 単位	25単位	1錠
(き)		
㊦ 「純生」第二リン灰	10 g	
(け)		
ネスゲン錠「0.25」	0.25mg	1錠
(こ)		
バルコーゼ	1 g	
ハルスロー OD錠 0.1 mg	0.1mg	1錠
ハルスロー OD錠 0.2 mg	0.2mg	1錠
ハルスロー 0.1 mgカプセル	0.1mg	1カプセル
ハルスロー 0.2 mgカプセル	0.2mg	1カプセル
(こ)		
ビオラクト	1 g	
(ふ)		
プラバチン錠 5	5mg	1錠
プラバチン錠 10	10mg	1錠
プロバチン錠 5	5mg	1錠

プロバチン錠 10	10mg	1錠
(へ)		
ベンクラート錠 2.5 mg	2.5mg	1錠
(ろ)		
ラソبران OD錠 15 mg	15mg	1錠
ラソبران OD錠 30 mg	30mg	1錠
ラソبرانカプセル 15 mg	15mg	1カプセル
ラソبرانカプセル 30 mg	30mg	1カプセル
(り)		
リポアウト錠 5	5mg	1錠
リポダウン錠 5	5mg	1錠
リポダウン錠 10	10mg	1錠
(ろ)		
ロキソプロフェンナトリウム錠「クニヒロ」 60 mg	60mg	1錠

## 第2部注射薬

品名	規格	単位
(あ)		
アシロベック点滴静注用 250 mg	250mg	1瓶
(お)		
オザグロン注 20	20mg	1mL1管
オザグロン注 40	40mg	2mL1管
オザグロン注 80	80mg	4mL1管
(か)		
ガスクール静注用 200 mg	200mg	1瓶
(せ)		
㊦ セフトール静注用 1 g	1 g	1瓶
㊦ セフトール静注用 2 g	2 g	1瓶
(た)		
㊦ タイセゾリン注射用 1 g	1 g	1瓶
㊦ タイセゾリン注射用 2 g	2 g	1瓶
(ち)		
㊦ 注射用オザマリン 20	20mg	1瓶
㊦ 注射用オザマリン 40	40mg	1瓶
(て)		
デカコート注射用 125 mg	125mg	1瓶(溶解液付)
デカコート注射用 500 mg	500mg	1瓶(溶解液付)
(ふ)		
㊦ ファモチジン注射用 20 mg「K O B A」	20mg	1瓶
フィニバックスキット点滴用 0.25 g	250mg	1キット(生理食塩液100mL付)
フィニバックスキット点滴用 0.25 g	250mg	1瓶

㊦ ブルバトシン注射液 25 mg	25mg	0.5mL1管
㊦ ブルバトシン注射液 75 mg	75mg	1.5mL1管
㊦ ブルバトシン注射液 100 mg	100mg	2mL1管
㊦ ブルバトシン注射液 200 mg	200mg	4mL1管

## (み)

㊦ ミドシン注射液 300 mg	300mg	1管
㊦ ミドシン注射液 600 mg	600mg	1管

## (ら)

㊦ ラジストミン注射液 2 mg	2mg	2mL1管
㊦ ラジストミン注射液 10 mg	10mg	10mL1管

## 第3部外用薬

品名	規格	単位
(ね)		
ネオクレミール	5%	10mL
(は)		
ハイポライト 10	10%	10 g

## 別表第2

第1部内用薬		
品名	規格	単位
(あ)		
㊦ アスピリン錠	500mg	1錠
アポジピン Lカプセル 20 mg	20mg	1カプセル
アポジピン Lカプセル 40 mg	40mg	1カプセル
㊦ アミトリプチリン塩酸塩錠	50mg	1錠
㊦ アラセプリル錠	25mg	1錠
アリルエストレノール 25 mg錠	25mg	1錠
(い)		
イトブリド塩酸塩錠 50 mg「N T」	50mg	1錠
(う)		
ウルソニン錠 25 mg	25mg	1錠
(え)		
㊦ エチレフリン塩酸塩錠	10mg	1錠
エピナスチン塩酸塩 20 mg錠	20mg	1錠
㊦ エフェドリン塩酸塩散 10 %	10%	1 g
塩化ベルベリン錠 50 mg「J D」	50mg	1錠
塩化リゾチーム錠 10「T S」	10mg	1錠
塩化リゾチーム錠 30「タケシマ」	30mg	1錠
塩化リゾチーム錠 30「T S」	30mg	1錠
(お)		
オキサプロジン 200 mg錠	200mg	1錠
(か)		
㊦ カルソント錠「250」	250mg	1錠

カルベジロール錠 10 mg 「J D」	10mg1錠
カルマーテ 100	100mg1錠
(き)	
キャベジンUコーワ顆粒 25 %	25%1 g
(く)	
㊦ グベリース錠 0.5 mg	0.5mg1錠
グルカロン錠 187.5 mg	187.5mg1錠
㊦ クロルプロバミド錠	100mg1錠
(け)	
ケルナックカプセル 80 mg	80mg1カプセル
ケルナック細粒 8 %	8%1 g
(こ)	
コーレン	30mg1錠
(さ)	
サブヘロン 100	100mg1錠
㊦ サリチル酸ナトリウム	1 g
サルナチン錠 100 mg	100mg1錠
(し)	
シクロスポリンカプセル 10 mg 「F C」	10mg1カプセル
シクロスポリンカプセル 25 mg 「F C」	25mg1カプセル
シクロスポリンカプセル 50 mg 「F C」	50mg1カプセル
㊦ ジクロフェナミド錠	50mg1錠
㊦ シクロホスファミド水和物	1 g
シスエース T	100mg1錠
シバメットカプセル	50mg1カプセル
シバラーゼ S	1カプセル
㊦ 「純生」クエン酸	10 g
㊦ 「純生」グルコース	10 g
㊦ 「純生」軽カマ	10 g
㊦ 「純生」ゲンチアナ末	10 g
㊦ 「純生」重カマ	10 g
㊦ 「純生」硝ビス	1 g
㊦ 「純生」スルピリン	1 g
㊦ 「純生」炭マ	10 g
㊦ 「純生」乳カル	10 g
㊦ 「純生」ハッカ脳	1 g
㊦ 「純生」ハッカ油	1mL
㊦ 「純生」ヨウ化カリウム	1 g
(せ)	
㊦※精製水 (純生)	10mL

㊦ セチリジン塩酸塩錠 5 mg 「N T」	5mg1錠
㊦ セチリジン塩酸塩錠 10 mg 「N T」	10mg1錠
セベラマー塩酸塩錠 400 mg 「G」	400mg1錠
セベラマー塩酸塩錠 800 mg 「G」	800mg1錠
セリミック錠	10mg1錠
※ センブリ散 (純生)	1 g
(そ)	
ソルドール顆粒 8 %	8%1 g
(た)	
㊦ 炭酸マグネシウム	10 g
(ち)	
㊦ チアミン塩化物塩酸塩	1 g
㊦ チアミン塩化物塩酸塩散	0.33%1 g
㊦ チアミン塩化物塩酸塩散	0.35%1 g
㊦ チアミン塩化物塩酸塩散	0.5%1 g
㊦ チアミン硝化物	1 g
チココロールカプセル 0.25	0.25μg1カプセル
(て)	
テオフィリン 400 mg徐放錠	400mg1錠
テガフル 200 mg腸溶錠	200mg1錠
デカレノン細粒	1%1 g
デキサメタゾンエリキシル 0.01 % 「トーワ」	0.01%1mL
テノキシカム 20 mg錠	20mg1錠
デルモリチン錠 100	100mg1錠
(と)	
㊦ トコンシロップ 「ツムラ」	30mL1瓶
トラサコール錠 20 mg	20mg1錠
トラサコール錠 40 mg	40mg1錠
(な)	
ナドロール 30 mg錠	30mg1錠
(に)	
ニカジルス L 錠 20	20mg1錠
ニカジルス L 錠 40	40mg1錠
ニコデル L A カプセル 20 mg	20mg1カプセル
ニコデル L A カプセル 40 mg	40mg1カプセル
ニコデル散 10 %	10%1 g
ニコデル錠 10	10mg1錠
ニコデル錠 20	20mg1錠
㊦※乳糖水和物 (純生)	10 g

(の)	
ノフロキサシン錠 100 「EME C」	100mg1錠
ノフロキサシン錠 200 「EME C」	200mg1錠
(は)	
ハイパーチーム	1錠
バイメニエル 6 mg錠	6mg1錠
ハイリース懸濁用配合顆粒	1 g
パムゼン細粒	12.5%1 g
パムネース細粒	1%1 g
パムネース錠 2	2mg1錠
パムネース錠 5	5mg1錠
バリトゲン C T	1.5%300mL1瓶
ハルーリン配合錠	1錠
㊦※バレイショデンプン (純生)	10 g
(ふ)	
㊦ ファモチジン錠 10 mg 「K O B A」	10mg1錠
㊦ ファモチジン錠 20 mg 「K O B A」	20mg1錠
フィトナジオン 10 mg錠	10mg1錠
フェナセチン	1 g
㊦ フェニトイン	1 g
㊦ フェニトイン散	97%1 g
※ 複方カンゾウ散 (純生)	1 g
フトラフル腸溶錠 200 mg	200mg1錠
㊦ プロプラノロール塩酸塩錠	20mg1錠
(へ)	
ペイトン錠 100	100mg1錠
ペイトン錠 200	200mg1錠
ベネンシロップ 0.033 %	0.033%10mL
ベルカラート錠 100 mg	100mg1錠
ベルサル錠 10 mg	10mg1錠
ベルサル錠 20 mg	20mg1錠
(ほ)	
㊦ ボグリボース錠 0.2 mg 「S W」	0.2mg1錠
㊦ ボグリボース錠 0.3 mg 「S W」	0.3mg1錠
ボルフラジン (10 mg)	10mg1錠
(め)	
㊦ メチルテストステロン錠	50mg1錠
㊦ メチルドバ錠	500mg1錠
メブロン錠 100 mg	100mg1錠

(よ)		
㊦ ヨウ化ナトリウム ( <sup>131</sup> I) カプセル	0.925MBq1カプセル	
㊦ ヨウ化ナトリウム ( <sup>131</sup> I) カプセル	1.85MBq1カプセル	
㊦ ヨウ化ナトリウム ( <sup>131</sup> I) カプセル	18.5MBq1カプセル	
(ら)		
㊦ ラリキシナカプセル 250 mg	250mg1カプセル	
(り)		
リゾチーム塩酸塩 10%細粒	10%1 g	
㊦ リボフラビン	1 g	
㊦ リボフラビン散	0.2%1 g	
㊦ リボフラビン散	1%1 g	
(れ)		
レスタミンAコーワ散 10%	10%1 g	
㊦ レセルピン錠	0.1mg1錠	
レバイデン	100mg1錠	
レバイデンG顆粒	20%1 g	
第2部 注 射 薬		
品 名 規 格 単 位		
(あ)		
IFNβモチダ注射用 100万単位	100万国際単位1瓶(溶解液付)	
IFNβモチダ注射用 300万単位	300万国際単位1瓶(溶解液付)	
IFNβモチダ注射用 600万単位	600万国際単位1瓶(溶解液付)	
アミゼットB輸液	300mL1袋	
㊦ アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液	58%25mL1管	
㊦ アミドトリゾ酸ナトリウムメグルミン注射液	76%100mL1瓶	
アミドトリゾ酸メグルミン 20 mL注射液	20mL1管	
アミドトリゾ酸メグルミン 50 mL注射液	50mL1瓶	
アミドトリゾ酸メグルミン 100 mL注射液	100mL1瓶	
(い)		
㊦ イオタラム酸ナトリウム注射液	80%20mL1管	
㊦ イセジビール注 2 mg	2mg2mL1管	
㊦ イセジビール注 10 mg	10mg10mL1管	
㊦ イソフェンインスリン水性懸濁注射液	40単位1mLバイアル	
イノレットR注	300単位1キット	

イノレットN注	300単位1キット	
イノレット 40 R注	300単位1キット	
イノレット 50 R注	300単位1キット	
㊦ インスリン亜鉛水性懸濁注射液	40単位1mLバイアル	
㊦ インスリン注射液	20単位1mLバイアル	
㊦ インスリン注射液	40単位1mLバイアル	
イントラファット注 10%	200mL1袋	
イントラファット注 10%	500mL1袋	
イントラファット注 20%	20%100mL1袋	
イントラファット注 20%	20%250mL1袋	
(え)		
㊦ エストラジオール安息香酸エステル注射液	1mg1管	
㊦ エストリオール水性懸濁注射液	1mg1mL1管	
㊦ エストリオール水性懸濁注射液	20mg2mL1管	
M. V. I. 注「アイロム」	5mL1瓶	
M. V. I. — 3注	5mL1瓶	
M. V. I. — 12キット	10mL1キット	
エルカトニン 40 エルカトニン単位 1 mL注射液	40エルカトニン単位 1 mL1管	
㊦ 塩酸バンコマイシン点滴静注用キット 0.5 g	0.5 g1キット(生理食塩液100mL付)	
(か)		
㊦ カコージンD注 0.1%	0.1%200mL1瓶	
㊦ カコージンD注 0.3%	0.3%200mL1瓶	
㊦ 果糖注射液	10%500mL1瓶	
(き)		
㊦ キシリトール注射液	5%200mL1瓶	
㊦ キシリトール注射液	10%200mL1瓶	
㊦ キシリトール注射液	10%500mL1瓶	
キシロカイン注射液「3%」	3%3.5mL1管	
キシロカイン注シリンジ 2%	2%10mL1筒	
(く)		
グリチロン皮下注 40 mg	2%2mL1管	
(け)		
㊦ 結晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射液	40単位1mLバイアル	
(こ)		
コンクライトA液 5mEq / mL	5モル20mL1管	
(し)		
㊦ シアノコバラミン注射液	500μg1管	
シメチラン注 200 mgシリンジ	200mg2mL1筒	

(す)		
ステイセーフCAPD / 4.25 D I S C	1 L1袋(排液用バッグ付)	
スマンクス肝動注用懸濁用液 4 mL	4mL1管	
スマンクス肝動注用懸濁用液 6 mL	6mL1管	
スマンクス肝動注用 4 mg	4mg1瓶	
スマンクス肝動注用 6 mg	6mg1瓶	
㊦ スルホプロモフタレインナトリウム注射液	5%3mL1管	
(せ)		
㊦ 生理食塩液	300mL1瓶	
㊦ 生理食塩液	50mL1袋	
㊦ 生理食塩液	200mL1袋	
セフメタゾールNa 静注用キット 1 g「N P」	1 g1キット(生理食塩液100mL付)	
セフメタゾールNa 静注用キット 2 g「N P」	2 g1キット(生理食塩液100mL付)	
(た)		
㊦ 炭酸水素ナトリウム注射液	7%50mL1管	
㊦ 炭酸水素ナトリウム注射液	8.4%50mL1管	
㊦ 炭酸水素ナトリウム注射液	1.26%500mL1瓶	
㊦ 炭酸水素ナトリウム注射液	7%250mL1瓶	
㊦ 炭酸水素ナトリウム注射液	7%500mL1瓶	
㊦ 炭酸水素ナトリウム注射液	8.4%250mL1瓶	
タンデトロン注射用 20	20μg1管	
(ち)		
㊦ 注射用アモバルビタールナトリウム	250mg1管	
㊦ 注射用アモバルビタールナトリウム	500mg1管	
㊦ 注射用血清性性腺刺激ホルモン	1,000国際単位1管	
㊦ 注射用水	50mL1瓶	
㊦ 注射用スキサメトニウム塩化物	200mg1瓶	
㊦ 注射用スキサメトニウム塩化物	500mg1瓶	
㊦ 注射用チアミラルールナトリウム	500mg1管	
㊦ 注射用チアミラルールナトリウム	300mg1管(溶解液付)	
㊦ 注射用デアセロン 20 mg	20mg1瓶	
㊦ 注射用ビンブラスチン硫酸塩	5mg1瓶(溶解液付)	
(つ)		
ツボクラリン塩化物塩酸塩 0.3% 1 mL注射液	0.3%1mLバイアル	
(て)		
㊦ D-マンニトール注射液	20%300mL1袋	
㊦ D-マンニトール注射液	20%500mL1袋	



㊟ デキストラン 40 注射液	10%250mL1瓶
㊟ デキストラン 40 注射液	10%500mL1瓶
㊟ デキストラン 40 注射液	10%500mL1袋
㊟ デヒドロコール酸注射液	2%5mL1管
㊟ デヒドロコール酸注射液	20%5mL1管
(と)	
㊟ トキオゾール静注用 1 g	1 g 1瓶
㊟ ドバミン塩酸塩注射液	200mg5mL1管
トリバレン 1号輸液	1.2 L 1袋
トリバレン 2号輸液	1.2 L 1袋
(ね)	
ネオM. V. I. -9注	5mL1瓶
(の)	
ノボリンN注 100 単位/mL	100単位1mLバイアル
ノボリン 30 R注 100 単位/mL	100単位1mLバイアル
ノボリン 40 R注フレックスペン	300単位1キット
ノボリン 50 R注フレックスペン	300単位1キット
(ひ)	
ヒシラックM液	250mL1袋
ヒシラックM液	500mL1袋
(ふ)	
㊟ ブドウ糖注射液	5%300mL1瓶
㊟ ブドウ糖注射液	10%500mL1瓶
㊟ ブドウ糖注射液	20%500mL1瓶
㊟ ブドウ糖注射液	30%500mL1瓶
㊟ ブドウ糖注射液	50%200mL1瓶
㊟ ブドウ糖注射液	5%300mL1袋
㊟ ブドウ糖注射液	5%1 L 1袋
㊟ プロタミンインスリン亜鉛水性懸濁注射液	20単位1mLバイアル
プロテアミン 12 X注射液	200mL1袋
(へ)	
㊟ ペントシリン筋注用 1 g	1 g 1瓶(溶解液付)
(ま)	
マキシピーム点滴静注用バッグ 1 g	1 g 1キット(生理食塩液100mL付)
マックアミン輸液	200mL1瓶
マックアミン輸液	500mL1瓶
マックアミン輸液	200mL1袋
マックアミン輸液	500mL1袋
マルトースML輸液 10 %	10%250mL1袋
マルトースML輸液 10 %	10%500mL1袋

(み)	
ミタノリン注 2 mg	0.2%1mL1管
(む)	
㊟ 無晶性インスリン亜鉛水性懸濁注射液	40単位1mLバイアル
(め)	
㊟ メテノロンエナント酸エステル注射液	50mg1管
㊟ メビバカイン塩酸塩注射液	0.5%2mL1管
㊟ メビバカイン塩酸塩注射液	0.5%20mL1管
㊟ メビバカイン塩酸塩注射液	1%20mL1管
㊟ メビバカイン塩酸塩注射液	2%20mL1管
(ゆ)	
ユニヒロン・ディスボ関節注 25 mg	1%2.5mL1筒
(よ)	
㊟ ヨウ化ヒプル酸ナトリウム ( <sup>131</sup> I) 注射液	1MBq
(ら)	
ラクテック注	500mL1瓶
(り)	
リコネイト 250	250単位1瓶(溶解液付)
リコネイト 500	500単位1瓶(溶解液付)
リコネイト 1000	1,000単位1瓶(溶解液付)
リン酸二カリウム補正液 1mEq/mL	0.5モル20mL1管
第 3 部 外 用 薬	
品 名	規 格 単 位
(あ)	
アセトン	10 g
アネソキシシン— 30	30%1 L
アネソキシシン— 50	50%1 L
アネックス— 30	30%1 L
アネックス— 50	50%1 L
(う)	
ウレアクリーム 20 %「イワキ」	20%1 g
(お)	
㊟※オリブ油(純生)	10mL
(か)	
乾燥BCG膀胱内用(コンノート株)	81mg1瓶(溶解液付)
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	40mg1瓶(溶解液付)
乾燥BCG膀胱内用(日本株)	80mg1瓶(溶解液付)

(し)	
㊟「純生」アクリノール	1 g
㊟「純生」澁石	10 g
純生カンフル精	10mL
㊟「純生」グリセリン	10mL
純生消アル 50	50%10mL
㊟「純生」ホルマリン	10mL
㊟「純生」ヨウ素	1 g
㊟「純生」流バラ	10mL
㊟「純生」ルゴール	10mL
(て)	
デキサメタゾン 0.1 %軟膏	0.1%1 g
テストーゲン軟膏 0.02 %	0.02%1 g
(と)	
㊟ トロンビン	500単位1瓶
㊟ トロンビン	1,000単位1瓶
(ね)	
ネオ純生消アル	10mL
(ひ)	
ビホナゾール 1 %クリーム	1%1 g
(ま)	
㊟ マーキュロクロム	1 g
(も)	
モクタール	10 g
モービリンゲル	1 g
モービリン軟膏	1 g
(や)	
ヤンヤン温パップ	10 g
ヤンヤン冷パップ	10 g
(ら)	
ラベンダー油	1mL
(れ)	
※ 0.2 %—アクリノール液(純生)	0.2%10mL
第 4 部 歯 科 用 薬 剤	
品 名	規 格 単 位
外 用 薬 (1)	
ヒノボロン口腔用軟膏キット	0.5 g 1筒

## 別表第3

第1部 注射薬		
品名	規格	単位
(え)		
FDGスキャン—MP注	10MBq	
FDGスキャン注	10MBq	
(む)		
無水エタノール注「フソー」	5mL	1管
無水エタノール注「マイラン」	5mL	1管
第2部 外用薬		
品名	規格	単位
(あ)		
アイノフロー吸入用 800ppm		
第3部 歯科用薬剤		
品名	規格	単位
〔根管治療剤〕		
アンモニア銀液		
カルビタール		
チャンネルクリーナー 歯科用液 10%		
クリアエフシー	1mL	
クレオドン		

サホライド・RC液 歯科用 3.8%		
④ 歯科用アンチホルミン		1mL
歯科用ホルマリンクレゾール		
歯科用ホルムクレゾール「村上」		
④ 水酸化カルシウム		
ネオクリーナー「セキネ」		
ヒポクロリットソリューション 10%「日薬」		
ペリオドン		
ホルマリン・グアヤコールFG「ネオ」		
ホルムクレゾールFC「ネオ」		
ホルムクレゾール 歯科用消毒液「昭和」		
メトコール		
モルホニン 歯科用液		
ヨードヨード亜鉛カントップ用消毒液「昭和」		
〔鎮痛・鎮静消毒剤〕		
キャンフェニック「ネオ」		
クロロフェン		
サホライド液 歯科用 38%		
歯科用カルボール		
④ 歯科用フェノール・カンフル		

村上キャンフェニック		
〔根管充填剤〕		
クリワン		
〔覆罩剤〕		
ネオダイン		
バルバックV		
〔軟組織消炎剤〕		
クロル亜鉛液		
④ 歯科用ヨード・グリセリン		
ネオグリセロール		
ヨードグリコールパスタ「ネオ」		
〔象牙質知覚過敏鈍麻剤〕		
Fバニッシュ 歯科用 5%		
ダイアデント 歯科用ゲル 5%		
〔齲蝕抑制剤〕		
バトラー フローデンフォームN		
弗化ソーダ液		
弗化ナトリウム液「ネオ」		
フルオール液 歯科用 2%		
フルオール・ゼリー 歯科用 2%	2% 1g	
フロアーゲル		
フローデンA (酸性フッ素リン酸溶液)		